

山梨県空き家対策総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の居住環境の向上又は地域活性化等を図るため、市町村が実施する空家等の除却、活用等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- 一 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- 二 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- 三 空家等対策計画 法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。
- 四 国事業 小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年建設省住整発第46号）に基づく空き家再生等推進事業及び住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年国住市第350号）に基づく空き家対策総合支援事業をいう。
- 五 空き家所有者等特定調査事業 法第3条に規定する空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を特定するための事業をいう。
- 六 空き家除却事業 空家等を除却するための事業又は空家等の除却を行う者に対して補助する事業をいう。
- 七 空き家活用事業 空家等を活用するために行う改修等事業又は空家等を活用するために改修等を行う者に対して補助する事業をいう。
- 八 空き家対策効果促進事業 空き家除却事業若しくは空き家活用事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業、又は当該事業を行う者に対して補助する事業をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 知事は、市町村が空家等対策計画に基づき行う次の各号に掲げる事業であって、当該各号に該当するもの（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 一 空き家所有者等特定調査事業 国事業の対象事業であること。
- 二 空き家除却事業 国事業の対象事業であること。
- 三 空き家活用事業 国事業の対象事業であること。ただし、空家等の活用にあたっては、

地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上供されるものであること。

四 空き家対策効果促進事業 第二号又は第三号に規定する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業であること。

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表(イ)欄に掲げる事業の(ロ)欄に掲げる区分に応じて、(ハ)欄に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、別表(イ)欄に掲げる事業の(ロ)欄に掲げる区分に応じて、(ニ)欄に掲げる範囲内とする。ただし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する前に知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(様式第1号の2)
- 二 予算決議書の写し
- 三 実施計画書(様式第1号の3)
- 四 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行い、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付を決定した補助金の額(複数の補助事業を施行する場合にあっては、補助事業ごとの補助金の額)に変更のない場合を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(事業内容等の変更)

第8条 前条第一号の規定による承認を受けようとする市町村長は、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金事業変更承認申請書(様式第3号)に第5条各号に掲げる書類(変更に係る部分に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の変更の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を変更すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定の変更を行い、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により補助金の交付の変更を申請した市町村長に通知するものとする。

3 前条第二号の規定による承認を受けようとする市町村長は、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、補助事業の中止又は廃止を承認し、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業の中止又は廃止を申請した市町村長に通知するものとする。

5 前条第三号の規定による報告を行う市町村長は、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金補助事業未完了報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 知事は、補助事業を行う市町村長に対し、必要に応じ、補助事業の遂行状況を報告させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業を行う市町村長は、補助事業が完了したとき、又は第7条第二号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の成果を記載した山梨県空き家対策総合支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に報告しなければならない。

- 一 事業報告書(様式第8号の2)
- 二 補助事業に要した経費の支出の事実等が確認できる書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告

書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9号）により補助事業の実績を報告した市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第12条 この補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 空き家除却事業のうち法第14条第9項及び第10項の規定に基づく特定空家等の除却を行う事業（以下「代執行事業」という。）において補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業の完了後に、所有者等より当該代執行事業に要した経費の全部又は一部の納付を受けた場合には、知事と協議の上、その納付を受けた経費に係る補助金に相当する額を知事に返還するものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び重要な器具（以下「取得財産等」という。）については、当該補助事業の完了後（施設の供用開始後をいう。）10年を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助金の交付を受けた市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

4 第3条第三号及び第四号に掲げる事業のうち市町村が空家等の改修等を行う者等に対して補助するものについては、当該市町村において取得財産等の処分に係る当該市町村長の承認を受けるべき旨の条件を付している場合であって、当該承認にあたり取得財産等の処分に係る補助金の全部又は一部の返納を条件とした場合には、市町村長は、財産処分報告書（様式第11号）を知事に提出するものとする。

5 市町村長は、前項による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金に相当する額を知事に返還するものとする。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

(イ) 補助事業	(ロ) 事業の区分	(ハ) 補助対象経費	(ニ) 補助金の額
一 空き家所有者等 特定調査事業	市町村が施行者となる場合	空家等の所有者等の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等を合計した額	補助対象経費の4分の1以内
二 空き家除却事業	市町村が施行者となり空家等を除却する場合	空家等の除却に要する費用並びに廃材等の撤去及び処分に要する費用の合計に10分の8を乗じて得た額（以下この項において「除却工事等費」という。）	補助対象経費の4分の1以内（ただし、1件あたりの補助金の額が500千円を超える場合にあっては、500千円を上限とする。）
	市町村が空家等の除却を行う者に対して補助する場合	除却工事等費と市町村が補助する費用のうちいずれか少ない額	補助対象経費の4分の1以内（ただし、1件あたりの補助金の額が500千円を

			超える場合にあっては、500千円を上限とする。)
三 空き家活用事業	市町村が施行者となり空家等を改修等する場合	住環境の改善及び地域の活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するために行う空家等の取得(用地費を除く。)、移転、増築、改築等に要する費用(以下この項において「改修等費」という。)	補助対象経費の4分の1以内(ただし、1件あたりの補助金の額が1,250千円を超える場合にあっては、1,250千円を上限とする。)
	市町村が空家等の改修等を行う者に対して補助する場合	改修等費に3分の2を乗じて得た額と市町村が補助する費用のうちいずれか少ない額	補助対象経費の4分の1以内(ただし、1件あたりの補助金の額が1,250千円を超える場合にあっては、1,250千円を上限とする。)
四 空き家対策効果促進事業	市町村が施行者となる場合	当該事業に要する費用	補助対象経費の4分の1以内(ただし、1件あたりの補助金の額が100千円を超える場合にあっては、100千円を上限とする。)
	市町村が補助する場合	当該事業に要する費用に3分の2を乗じて得た額と市町村が補助する費用のうちいずれか少ない額	補助対象経費の4分の1以内(ただし、1件あたりの補助金の額が100千円を超える場合にあっては、100千円を上

			限とする。)
--	--	--	--------